

洪水・土砂災害等の災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、健康観察中に避難情報が発令された場合は、下記とおり避難してください。

避難についての判定フロー図

① 自宅（今いる場所）の地区を対象に避難情報が発令された場合は、ハザードマップで災害の危険性を確認してください。（ハザードマップで色が塗られている）

危険性あり

危険性なし



② 2階以上に避難することで危険性を回避できますか？  
土砂災害警戒区域は立退き避難が原則です。

自宅に留まってください。  
テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を収集し、不安なことがありましたら危機管理課（33-9119）へお問い合わせください。

回避できない

回避できる



自宅の安全な場所へ避難してください。  
テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を収集し、不安なことがありましたら危機管理課（33-9119）へお問い合わせください。

自宅から退避による避難が必要となります。  
避難前に、危機管理課（33-9119）へ連絡いただいたうえで避難するようお願いします。

- ① 松本市野球場北側駐車場（松本市浅間温泉1-35）へ、車で避難してください。
- ② 車での避難ができない場合、開設しているお近くの避難所へ避難してください。  
避難先では、保健所から「健康観察中の案内を受け取っている」ことをお伝えください。



ハザードマップ

避難駐車場

松本市危機管理課ホームページ

<連絡先等>

松本市 危機管理部 危機管理課

電話：33-9119

Email: kikikanri@city.matsumoto.lg.jp